

(お知らせ)

小売電気事業者さまに対する電気使用量の誤通知および託送料金の誤請求について

2024年12月17日
東京電力パワーグリッド株式会社

当社は、さいたま市の公衆街路灯契約の一部において、小売電気事業者に対し、電気使用量の誤通知および託送料金の誤請求をしていたことを確認しました。今後、速やかに小売電気事業者への精算を行います。

さいたま市および小売電気事業者をはじめ、関係者の皆さまにご迷惑をおかけしたことをお詫び申し上げます。今後、同様の事案が発生しないよう再発防止策の徹底に努めてまいります。

【本事案の概要】

1. 事実関係

小売電気事業者より、さいたま市の公衆街路灯契約に関する照会を受け、契約内容等について精査したところ、契約変更の処理漏れがあることが判明しました。それに伴い、当該小売電気事業者に対して、2020年3月から2024年6月にかけて、電気使用量の誤通知および託送料金の誤請求をしていたことを確認しました。

2. 精算対象件数・精算期間

精算対象件数	精算期間
公衆街路灯に関する託送契約 314 件分 (約 400 万円)	2020 年 3 月～2024 年 6 月

3. 発生状況

本事案は、2020年4月の契約変更申込の完了調査後、当社担当者がシステムへのデータ入力依頼を失念したことで発生したものととなります。

本事案発生時においては、後続業務の担当箇所への回付・処理漏れの抑止について十分な仕組みが構築されておらず、契約変更の処理漏れに至りましたが、2023年2月より、申込から社内手続き完了に至るまでの進捗状況を把握できるよう、受付後の申込についてWEB上で社内共有できる仕組みを構築し、後続業務の担当箇所への回付・処理漏れを抑止できるような運用としており、それ以降、個人の処理漏れによる同様の事案の発生はございません。

以上